

居宅介護支援費

居宅介護支援費(Ⅰ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 1～39 件	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援費(Ⅱ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 40～59 件	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援費(Ⅲ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

各種加算等

初回加算	① 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合 ③ 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合	300 単位
入院時情報連携加算	(Ⅰ)利用者が入院した日のうちに病院へ情報提供	250 単位
	(Ⅱ)利用者が入院した日の翌日又は翌々日に病院へ情報提供	200 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し必要な情報提供した場合	50 単位
退院・退所加算	(Ⅰ)イ 病院・診療所等や介護保険施設等の職員からカンファレンス以外で情報提供 1 回	450 単位
	(Ⅰ)ロ 病院・診療所等や介護保険施設等の職員からカンファレンスによる情報提供 1 回	600 単位
	(Ⅱ)イ 病院・診療所等や介護保険施設等の職員からカンファレンス以外で情報提供 2 回以上	600 単位
	(Ⅱ)ロ 病院・診療所等や介護保険施設等の職員から情報提供を 2 回以上(内 1 回はカンファレンス)	750 単位
	(Ⅲ) 病院・診療所等や介護保険施設等の職員から情報提供を 3 回以上(内 1 回はカンファレンス)	900 単位

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が 2 月以上継続している場合算定できない	基本単位数の 50%に減算

特定事業所加算

算定要件		加算Ⅰ (519 単位)	加算Ⅱ (421 単位)	加算Ⅲ (323 単位)	加算 A (114 単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること	○ 2 名以上	○ 1 名以上	○ 1 名以上	○ 1 名以上
②	常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること	○ 3 名以上	3 名以上	2 名以上	常勤 非常勤 各 1 名以上
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
④	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 である者が 4 割以上であること	○			
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑦	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会や研修等に参加していること	○	○	○	○
⑨	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑩	介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 45 件未満であること	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑫	他法人と共同で事例検討会、研修会を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑬	必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成	○	○	○	○

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(第0873101620号)

1. 事業所の概要

- (1)事業の目的 介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (2)名称 居宅介護支援ハート24桜の郷事業所
平成24年7月6日指定
- (3)所在地・電話 茨城県東茨城郡茨城町桜の郷1000番地2 029-353-6581
- (4)管理者 永堀 伸子
- (5)運営方針 当事業所は、介護保険法の趣旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう支援します。

2. 実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業の実施地域 茨城町・水戸市・笠間市
- (2)営業日及び営業時間 月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
(祝日及び1月1日～3日を除く、緊急時は連絡可能)

3. 職員の体制(2022年11月1日現在)

職 種	常 勤	指定基準
1. 管 理 者	1 名	1 名
2. 主任介護支援専門員	1 名	1 名
3. 介護支援専門員	3 名	3 名

4. サービスの利用に関する留意事項

- (1)サービス提供開始時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- (2)介護支援専門員の交替
- ・事業所の都合により、介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
 - ・利用者の都合により、選任された介護支援専門員の交替を希望する場合、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

5. その他の苦情受付機関

- 茨城県庁（健康・地域ケア推進課） 029-301-1111
- 茨城県国民健康保険団体連合会 029-301-1565
- 茨城県社会福祉協議会 029-241-1133
- 茨城町（保健福祉部長寿福祉課） 029-292-1111

6. 利用料金及び居宅介護支援費

- *別途参照
- *R4年7月より、特定事業所加算Ⅱを算定しています。

指定居宅介護支援契約書

(本契約の目的)

第1条 居宅介護支援ハート24桜の郷事業所(以下「事業所」)は、利用者に対し、居宅サービス計画を作成し、その計画に基づいて適切な居宅介護サービスが確保されるよう、サービス事業者の選定・推薦に際しては利用者のニーズを踏まえて公正・中立に行い、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、契約締結日より、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに、利用者からの文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(居宅サービス計画作成・評価・変更)

第3条 事業所は、次に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。利用者の居宅を訪問し、利用者と面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握し居宅サービス計画書を作成します。居宅サービスの原案に位置づけた指定居宅サービス等について、その種類、内容利用料等について説明し、利用者から文書による同意を受け、居宅サービス計画を交付します。

- (1) 事業所は、利用者の心身の状況やその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、多種多様な事業所から適切なサービスが提供されるよう配慮します。
- (2) 事業所は、サービス計画に位置づけた居宅サービスの選択にあたり、選択の理由を利用者又は家族の求めに応じ説明します。利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めるとともに居宅サービスに位置づけた指定居宅サービス事業所の選定理由の説明を求めることができます。
- (3) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。利用者の状況について定期的に評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更、要介護認定区分変更申請等の必要な対応を行います。
- (4) 居宅サービス計画の変更が必要となった場合は、居宅サービス計画を変更します。
- (5) 利用者は、必要に応じ、介護支援専門員を交代することができます。但し、その場合、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(利用料金)

第4条 利用者が負担する利用料金は原則ありません。

但し、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅に訪問を受け、居宅介護支援の提供を受ける場合、交通費実費相当額をお支払いいただきます。

(事業者の記録作成・交付の義務)

第5条 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するものとします。利用者及び連帯責任者は、利用者に関する記録を閲覧できるものとします。また、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができるものとします。

(守秘義務・個人情報の保護)

第6条 事業所は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及び、その家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続するものとします。利用者に係わるサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(事故発生時の対応等)

第7条 介護支援専門員は、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合、速やかに利用者の家族等、市区町村（保険者）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故が生じた際は、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

(損害賠償責任)

第8条 事業所は、サービス提供にあたって故意または過失により、利用者の身体・生命・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。利用者が故意または過失により、事業所に対し損害を及ぼした場合には、その損害を賠償していただきます。

(契約の解除)

第9条 この契約は、次の各号に掲げる場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立もしくは、要支援1・2と認定された場合
- (3) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (4) 利用者及び連帯責任者が、当事業所の職員に対して、背信行為や反社会的行為を行った場合

(苦情処理)

第10条 事業所は、その提供した居宅介護支援に関する利用者の苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 永堀 伸子

電 話 029-353-6581

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

(協議事項)

第11条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、双方協議するものとします。

(当事業所の利用割合)

第12条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

＜第三者評価の実施状況＞

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

個人情報に関する同意書

＜個人情報利用範囲＞

利用者及びその家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合及び以下の場合に限り、必要最小限を用いさせていただきます。

- 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- サービス利用にかかわる管理運営のため
- 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ご家族及び後見人様などへの報告のため
- 当社サービスの、維持・改善にかかる資料のため
- 当社の職員研修などにおける資料のため
- 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書・契約書、個人情報利用同意の説明を受け、サービス利用に関して同意します。

年 月 日

居宅介護支援ハート24桜の郷事業所
東茨城郡茨城町桜の郷1000番地2 印

管理者 永堀 伸子

説明者職名 介護支援専門員 氏名 _____

利用者 住所 _____

氏名 _____

身元保証及び連帯責任者 住所 _____
(家族の代表)

氏名 _____